

令和4年8月10日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役
各都道府県知事殿
小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省高等教育局私学部私学行政課長

オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書
の送付に関する周知について（協力依頼）

平素より文部科学行政にご協力いただき、感謝申し上げます。

政府では、令和4年度末にほぼ全ての国民がカードを取得することを目指し、その普及に全力を挙げて取り組むこととしており、令和4年7月26日以降、9月上旬にかけて、まだマイナンバーカードをお持ちでない方を対象に、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）より、オンライン申請用 QR コード付きマイナンバーカード交付申請書（以下、「交付申請書」という。）が順次送付されます。交付申請書に記載している QR コードをスマートフォン等で読み取ることで、マイナンバーカードの申請がオンラインで簡単に行えるものとなっております。

また、最大2万円分のポイントがもらえるマイナポイントの申込にはマイナンバーカードが必要で、マイナポイントの対象となるマイナンバーカードの申請期限は9月末までとなっております。

この度、デジタル庁及び総務省から、これらを踏まえ、交付申請書の送付及び交付申請書を活用したカードの申請について周知依頼がありました（依頼文については別紙参照）。

つきましては、文部科学大臣所轄の各学校法人及び大学を設置する各学校設置会社においては職員等に対し、各都道府県においては所轄の学校法人及びその他の私立学校の設置者に対し、小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体においては所轄の学校設置会社に対し、交付申請書が送付されることの情報提供及び当該交付申請書を活用したカードの申請についての呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

なお、職員等への呼びかけの際には、下記の内容についてもご活用下さい。

記

- 1) 本件に関する参考資料は以下のとおりです。
 - ・参考資料1 概要資料
 - ・参考資料2 マイナンバーカードリーフレット
 - ・参考資料3 マイナポイントリーフレット
- 2) マイナンバーカードの申請方法は、以下のホームページをご参照ください。
 - ・地方公共団体情報システム機構 マイナンバーカード総合サイト
<https://www.kojinbango-card.go.jp/>

※ QR コードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

【本件に関する問合せ先】

文部科学省高等教育局私学部私学行政課法規係・企画係

電話番号：03-5253-4111（内線：2532）

E-Mail : sigakugy@mext.go.jp